

仕様書

1 件名

地域担当職員用パソコン等一式に係る賃貸借（その２）

2 業務目的

職員が利用する事務用パソコンとして、ノートパソコン等一式を賃貸借するもの

3 賃貸借物件 別紙１「導入機器等明細書」のとおり

4 契約期間と賃貸借期間

(1) 契約期間 契約締結日から令和１２年１０月３１日まで

(2) 引渡期日 令和７年１０月３１日まで

(3) 賃貸借期間 令和７年１１月１日から令和１２年１０月３１日まで

※岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約である。ただし、翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算が減額又は削除された場合は、この契約を解除することができる。

5 設置場所

岡山市内各公民館（別紙２「設置場所一覧」のとおり）

ただし、所属の新設や人事異動等により変更することがあり得る。

6 搬入及び撤去作業

(1) 搬入場所

岡山市北区大供一丁目１番１号 岡山市役所本庁舎２階

岡山市市民協働企画総務課

(2) 費用負担

搬入及び賃貸借期間満了後の設置場所からの撤去に要する費用は、受託者の負担とする。

(3) 撤去作業

賃貸借期間満了後は、受託者は岡山市庁舎内の指定された場所で当該物件のハードディスクドライブ（以下「HDD」という。）、ソリッドステートドライブ（以下「SSD」という。）に記録されたデータについて、下記のいずれかの方法による廃棄を行うこと。また、作業後はデータ消去又は電磁的記録媒体の破砕を証明する書類を３０日以内に作成して甲に提出し、岡山市の確認を受けること。なお、各設置場所から岡山市庁舎内の指定場所への当該物件の移動は岡山市が行う。

ア) 物理的な方法による破壊

イ) 磁気的な方法による破壊 ※1

ウ) OS 等からのアクセスが不可能な領域も含めた両機のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去 ※3

エ) ブロック消去 ※2

オ) 暗号化消去

※1・・・HDD のみ対応。

※2・・・SSD のみ対応。

※3・・・HDD と SSD では対応するデータ消去ソフトウェアが異なるため注意。

なお、岡山市において OS 等からアクセス可能な領域をデータ消去又はデータ消去ソフトウェアにより上書き消去する申し出があった場合のみ、受託者は受託者側の倉庫等で上記作業を行うことが可能。

7 その他の留意事項

- (1) 賃貸借物件は、本契約に係る入札の執行時点において別紙 1 と同等以上のもので、かつ、未使用のものであること。したがって、中古又は中古部品を使用したものは一切認めない。なお、落札決定後、契約締結までに「賃貸借物件一覧表」（様式は任意）を提出すること。
- (2) 受託者が賃貸借物件を賃貸する際、モデルチェンジ等により当初予定の機器等と異なる機器等とならざるを得ない場合は、岡山市と事前協議を行うこと。
- (3) パソコンは、製造メーカー、型式、品番等が統一されていること。ただし、マウスはパソコンと製造メーカーが同一でなくても可とするが、型式、品番は統一されていること。
- (4) 賃貸借物件の操作説明書は、日本語で記載されていること。
- (5) 賃貸借物件に付属品が必要な場合は、受託者が用意し賃貸すること。
- (6) パソコン初期設定・ネットワーク設定は岡山市が行う。受託者は工場出荷時状態で納入のこと。

8 保証

- (1) 賃貸借物件のメーカー保証期間中において故障が発生したとき、受託者は速やかに故障の状況に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等は無償で行うこと。
- (2) リコール等、機器やそれを構成する部品に重大な瑕疵が発見されたときは、メーカー保証期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等は無償で行うこと。
- (3) 上記(1)及び(2)の作業で代替機器との取り替えもしくは HDD、SSD の交換を行う場合は、「6 搬入及び撤去作業(3)撤去作業」と同様とする。

9 保守業務

本賃貸借契約には、次のとおり物件の保守業務を含むものとする。なお、受託者は物件の引き渡し後、賃貸借期間中にこの契約を支障なく行うために必要な当該機器の保守部品等を確保すること。

(1) 保守の日時

岡山市の開庁日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

(2) 障害時の対応

ア）物件に故障、機能停止等の異常が発生した場合は、岡山市からの指示に基づき、速やかに担当者を作業場所に派遣し復旧すること。

イ）作業場所は原則として岡山市市民協働企画総務課とし、障害が発生した物件の設置場所から作業場所までの移設は、作業開始までに岡山市が行うものとする。

(3) 保守期間

本契約における保守期間は、令和12年10月31日までとする。

(4) 保守体制図の提出

障害発生時の連絡先、保守体制を明記した保守体制図を賃貸借期間開始までに岡山市へ提出すること。

(5) 作業結果報告書

上記(2)の作業終了後は、速やかに書面による作業結果報告書を作成し、その都度提出すること。

(6) 部品等の梱包並びに運搬費用

障害対応、保守点検等の作業を行う場合、部品等の梱包及び運搬費用は受託者負担すること。

(7) 廃棄物

受託者は、保守業務で生ずる梱包材等の廃棄物を、受託者の責任により処分すること。

(8) その他

ア）受託者は、賃貸借物件に関し、迅速な保守・点検・修理等の体制を整備すること。

イ）物件の障害対応について、受託者があらかじめ用意した予備機と交換することにより対応することは、原則認めないものとする。

ウ）受託者の障害対応要員の派遣費用及び修理に必要な部品費用等についても物件賃料に含めるものとし、本仕様書に記載する保守業務内容に関しては、岡山市に対して別途費用を請求することはできないものとする。

10 動産総合保険

物件には、受託者の負担において動産総合保険を付すること。

不測かつ突発的な事故（火災，水災，落雷，風，雪，雹，破裂・爆発，台風等洪水・高潮等，水漏れ，物体の衝突，輸送中の事故，盗難，茶こぼし，水損などの取扱不注意）等により機器が正常に稼働しなくなった場合の対応については，動産総合保険を適用すること。なお，動産総合保険で対応する修理経費及び動産総合保険で超過した修理費用のいずれも，岡山市に対して別途費用を請求することはできないものとする。

11 個人情報保護等

受託者は，本契約に基づく情報を保護するため，岡山市と個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書を締結しなければならない。

12 情報セキュリティ等

この契約による事務の処理の委託を受けたものは，この契約による業務を行うにあたり，別紙3「情報セキュリティ等に関する特記仕様書」に従うこと。

13 その他

本仕様書に記載がなくても，賃貸借物件の搬入及び回収・撤去に一般的に必要な作業，消耗品等については，賃貸人の負担において提供すること。

14 賃借料の支払い

当該物件の賃借料は，令和7年11月から12月は2カ月払い，令和8年1月から令和12年9月は3カ月払い，令和12年10月は1カ月払いとし，契約金額を60で除して得た額（1円未満の端数が生じるときは，最初の支払月に支払う）を月額賃貸料とし，賃貸借期間において支払うものとする。

15 別途協議

仕様書に定めのない事項については，岡山市と受託者が協議して別に定める。

導入機器等明細書

- 1 品名・数量 ノートパソコン 16台
- 2 仕様等
 - ① CPU インテル Core i5（第12世代以上）同等以上を搭載
 - ② メモリ 16GB以上
 - ③ ディスプレイ 15.6型
 - ④ 解像度 解像度1,920×1,080ドット（1,677万色以上）
 - ⑤ ストレージ SSD256GB以上内蔵
 - ⑥ 有線LAN 内蔵（1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T以上対応）
 - ⑦ 無線LAN IEEE802.11a/n/ac/ax対応、IEEE802.1X認証対応
 - ⑧ Bluetooth Bluetooth 5.0以上
 - ⑨ 光学ドライブ 有無は不問。
 - ⑩ インターフェース USB3.1以上対応ポート3基以上
（うち2基以上はType-A、1基以上はType-C（給電対応））
HDMI端子×1以上
マイク・ラインイン・ヘッドホン・ラインアウト・
ヘッドセット兼用端子×1以上
 - ⑪ 内蔵カメラ 有（Windows Hello対応）
 - ⑫ 内蔵マイク 有（ノイズキャンセリング機能又は指向性があること）
 - ⑬ 内蔵スピーカー 有
 - ⑭ 内蔵キーボード 日本語キーボード（JIS配列準拠）（テンキー付でも可）
 - ⑮ ポインティングデバイス スクロール機能付きタッチパッド内蔵
 - ⑯ マウス スクロール機能付き光学式有線マウスを添付のこと
 - ⑰ セキュリティ機能 盗難防止ワイヤー用スロット付
 - ⑱ Windows11 PRO(64bit)
- 3 その他条件
 - ① パソコン初期設定・ネットワーク設定は岡山市が行う。工場出荷時状態で納入のこと。
 - ② メーカー純正の再セットアップ用媒体およびドライバーソフト用媒体を付属すること。
 - ③ ハードウェアについては、最低1年間の無償保証とすること。
 - ④ ソフトウェアのライセンスは岡山市に使用権が属する形とすること。
 - ⑤ スロットに合う規格の盗難防止ワイヤーセット一式を台数分用意すること。
 - ⑥ オフィス及びウィルス対策ソフトのライセンスは不要。

設置場所一覧

	公民館名	所 在 地	
1	北公民館	北区	津島東一丁目3-14
2	西大寺公民館	東区	向州1-1
3	高松公民館	北区	津寺104
4	福田公民館	南区	古新田1186
5	上道公民館	東区	東平島191
6	藤田公民館	南区	藤田508
7	大元公民館	北区	大元上町10-31
8	東公民館	中区	高屋344-1
9	南公民館	南区	芳泉三丁目2-2
10	山南公民館	東区	邑久郷688
11	富山公民館	中区	福泊246-1
12	光南台公民館	南区	宮浦1324
13	旭公民館	北区	広瀬町3-26
14	東山公民館	中区	平井四丁目13-33
15	岡輝公民館	北区	旭本町1-80
16	万富公民館	東区	瀬戸町万富257

情報セキュリティ等に関する特記仕様書

（本特記仕様書の位置付け）

第1条 本特記仕様書は、賃借人岡山市（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）が、締結する地域担当職員用パソコン等一式に係る賃貸借契約（その2）（以下「本契約」という。）を履行するに当たり、岡山市情報セキュリティポリシーに規定する情報システム及び行政情報（以下「情報資産」という。）の適正な管理に資するために定めるものである。

（用語の定義）

第2条 本特記仕様書にて使用する用語の定義は以下に定めるもののほか、本契約で規定されたとおりとする。

（1）乙の従事者

乙及び本契約に基づく業務に従事する者又は従事していた者をいう。

（2）設置場所

本契約の賃貸借物件を設置する場所として甲が指定した場所をいう。

（3）作業場所

本契約を履行するに当たり、保守業務等を行う場所として甲が指定した場所をいう。

（作業管理）

第3条 乙の従事者は、設置場所又は作業場所において、賃貸借物件及び賃貸借物件以外の機器（プログラム、データ、設定情報等のソフトウェアを含む。以下「賃貸借物件等」という。）を毀損又は汚損することのないように細心の注意を払わなければならない。

2 乙の従事者は、本契約履行上、設置場所又は作業場所にある賃貸借物件等の移動、又は記憶媒体、紙文書等のデータの閲覧若しくは複写が必要な場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

3 本契約の履行に当たり、乙の従事者は、設置場所又は作業場所における労働安全及び災害防止対策に万全を期するものとする。

（守秘義務）

第4条 乙の従事者は、本契約の履行上で知り得た甲の情報資産に係る情報をみだりに他人に知らせてはならない。

（不正利用等の禁止）

第5条 乙の従事者は、本契約の履行上で知り得た甲の情報資産に係る情報を不正に利用し、又は廃棄等をしてはならない。

（外部提供の禁止）

第6条 乙の従事者は、本契約の履行上で知り得た甲の情報資産に係る情報を乙の従事者以外の者に提供してはならない。

（収集の禁止）

第7条 乙の従事者は、本契約に基づき甲の情報資産に係る情報を収集する場合は、受託業務の範囲を超えて収集してはならない。

(複写等の禁止)

第8条 乙の従事者は、甲の承諾を得ずに甲の情報資産に係る情報を複写し、又は複製してはならない。

(搬送時等の適正管理)

第9条 乙の従事者は、甲の情報資産に係る情報を搬送等する場合は、盗難、紛失等のセキュリティ事故を未然に防止する措置をとらなければならない。

(情報等の返却、廃棄)

第10条 乙の従事者は、本契約履行上甲から提供を受けた情報等については、使用する必要がなくなった場合は、本契約完了前であっても直ちに甲に返却しなければならない。

2 乙の従事者が使用するコンピュータに電子データとして保存した情報等で返却が困難であるものについては、前項の規定にかかわらず、別添「データ廃棄に関する報告書」により、甲に当該情報等を確実に破棄したことを報告しなければならない。

3 本契約の契約不適合責任に基づく成果品訂正の可能性を理由として、乙の従事者が本契約完了以降も第1項の情報等を引き続き保有することは認めない。

(賠償責任等)

第11条 乙の従事者が注意義務を怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙がその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。また、本項の義務については、本契約の完了を理由に免責されないものとする。

2 乙の従事者が、第4条から前条までの規定に反して当該情報等を不適正に取り扱い、そのことにより外部流出等の事故が発生した場合は、前項の損害賠償等の規定を適用するものとする。

(ウィルス対策)

第12条 乙の従事者は、本契約に関して使用するコンピュータ等に対し、ウィルス対策を万全に行うものとする。

2 乙の従事者が、設置場所又は作業場所で行う作業のために持ち込む外部記憶媒体は、CD-R、DVD-R等の追記・削除・書き換え等が不可能な媒体を使用するものとする。外付けハードディスク、USBメモリ等の書き換え等が可能な外部記憶媒体の使用は仕様書に記載がある場合を除いて原則認めない。

3 前項の外部記憶媒体については、作業のために必要な情報等を複写した後、乙の従事者が使用するコンピュータ等で使用しているウィルス対策ソフトにて、最新のパターンファイルを使用してウィルスチェックを行うものとする。

4 本契約の履行上の作業により、甲が所管するコンピュータ等に対しウィルス等を感染させた場合には、乙の従事者の故意又は過失の如何にかかわらず、また、当該ウィルス感染による被害の相手が甲又は第三者の如何にかかわらず、乙はその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

(事故の報告)

第13条 乙の従事者は、本契約の履行上使用する甲の情報資産について、盗難、紛失等のセキュリティ事故の防止に努めるとともに、当該セキュリティ事故が発生したときは、直ちに甲に通知し適切な措置をとらなければならない。また、遅滞なく書面をもって甲に報告しなければならない。

(情報セキュリティに関する調査及び監査)

第14条 本契約を遂行するに当たり、甲の監督員が、乙の従事者に対して情報セキュリティに関する質問又は資料提出等の要請を行った場合には、積極的にこれに応じるものとする。

2 甲が乙に対して、情報セキュリティに関する監査を行う必要があると認めた場合は、乙は本契約に関する範囲内において、乙の従事者の作業内容等に関する監査を含め、これを受け入れなければならない。

3 前項の監査に関する詳細は、別途協議するものとする。

(保守業務等)

第15条 乙が、本契約に係る賃貸借物件の保守業務等を第三者に委託する場合には、事前に、甲が定める所定の手続きを経ることとする。

2 所定の手続きを経て乙が委託した第三者（以下、「保守業務等の受託者」という。）が、さらに別の第三者に再委託することは認めない。

3 本契約の仕様書及び本特記仕様書の規定は、保守業務等の受託者に全面的に適用する。

4 保守業務等の受託者において本特記仕様書の規定に違反する行為があった場合には、乙と保守業務等の受託者は連帯してその責を負うものとする。

(訂正)

第16条 作業途中及び納入後に、乙又は保守業務等の受託者の責に帰する誤りや不良箇所が発見された場合には、速やかに無償で必要な対応を行わなければならない。

(規定の優先順位)

第17条 本契約にて個人情報扱う場合において、別途締結する「個人情報の保護に関する法律に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」と本特記仕様書との規定が競合する場合には、「個人情報の保護に関する法律に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」の規定を優先して適用するものとする。

データ廃棄に関する報告書

令和 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

賃貸人 住所

氏名 ⑩

下記の業務において、作業の都合により、作業場所において複写して使用した下記のデータ等については、情報セキュリティを保持する観点から、業務完了と共に全て復旧不可能な状態で破棄又は消去いたしました。

同時に、この旨を業務に従事した技術者及び作業員に徹底し、情報の外部流出等の事故が発生しないように取り計らっていることも、併せてご報告します。

記

1 契約名

地域担当職員用パソコン等一式に係る賃貸借（その2）

2 破棄又は消去したデータ等